

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

- (1) 電子契約対象案件の確認方法 P10
- (2) 電子契約の事務フロー P13
- (3) 電子契約意向確認書の提出 P17
- (4) 契約書様式の変更 P20
- (5) 契約締結及び契約履行中の書類の提出・受領 P22

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(1) 電子契約対象案件の確認方法

ア 公告・入札条件での明示

○公告・入札条件に記載する事項

- ・ 当該工事(業務)の電子契約の対象／対象外
- ・ 電子契約意向確認書の提出先メールアドレス
- ・ 「別記 電子契約に関する事項」を添付

○「別記 電子契約に関する事項」に記載する事項

- ・ 電子契約意向確認書の提出について
- ・ 契約手続きに係る書類の提出について

(契約保証金の納付に係る書類、その他契約手続きに係る書類)

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(1) 電子契約対象案件の確認方法

イ 公告・入札条件の記載例

公告の記載例(建設工事)

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号。以下同じ。)第16条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」(以下「共通事項」という。)に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領(以下「電子要領」という。)に従って行わなければならない(電子要領が特に定める例外の場合を除く。)

令和〇年〇月〇日

広島県〇〇事務所長 ○ ○ ○ ○
(広島県〇〇建設事務所△△支所)

1 発注内容等

(1) 工事名	
(2) 工事場所	
(3) 工事概要	
(4) 工期(予定)	工事着手日から令和〇年〇月〇日まで(約〇か月) / 工事着手日から〇〇〇日間(約〇か月)
(5) 予定価格	〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) / 当該工事の契約締結後に公表(事後公表)
(6) 落札者の決定方法	低入札価格調査制度対象(建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条第2項第1号適用案件(全国標準モデル適用))

【公告】
電子契約の対象又は対象外を明示

(7) 入札保証金	災害実績条件付一般競争入札(別記「電子契約に関する事項」による。)
(8) 契約保証金	免除(広島県契約規則第14条)
(9) 契約後VE	対象(共通事項18)
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術書類を提出すること(公告3(5)・(8)及び共通事項7)。それ以外の場合は、開札後に提出を求める(公告3(8)及び共通事項7)。
(11) 契約担当職員	広島県〇〇建設事務所長 ○ ○ ○ ○
(12) 電子契約	対象(別記「電子契約に関する事項」による。) / 対象外

	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで	※指定店の所在地、休業日等は「7 設計図書の販売」に記載
(3) 設計図書に係る質問	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの毎日(休日を除く。)午前9時から午後4時30分まで	(1)に同じ書面を持参により提出
(4) 質問に対する回答書の閲覧	令和〇年〇月〇日までの毎日(休日を除く。)午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。
(5) 入札	令和〇年〇月〇日午前9時から令和〇年〇月〇日午後4時30分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、令和〇年〇月〇日午後4時30分から令和〇年〇月〇日午前9時までを除く。	電子入札(電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(1)に同じ。)
(6) 開札	令和〇年〇月〇日午前又は午後〇時〇〇分	広島県〇〇事務所 入札室

(注) 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 問合せ先

- (1) 工事等に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課(〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇)
- (2) 入札手続に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課(〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇)
- (3) 契約手続に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課(〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇 ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇-〇〇 メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp)

5 入札方法等

- (1) 広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件(以下「電子入札案件」という。)においては、広島県電子入札実施要領(以下「電子要領」という。)に従わなければならない。入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 契約手続に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課(〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇 ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇-〇〇 メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp)

「問合せ先」に「電子契約意向確認書」の提出先を記載しています

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(1) 電子契約対象案件の確認方法

イ 公告・入札条件の記載例

入札条件の記載例(建設工事)

別記 電子契約に関する事項(建設工事)

入 札 条 件

注 本件の落札者の決定については、一抜け方式を適用する(別記「一抜け方式に関する事項」による。)

注 本件は、労務費ダンプ調査対象工事である(5(5)による。)

注 本件は、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を適用する工事である(別記「機密情報の取扱いに関する事項」による。)

注 本件は、低入札価格調査制度対象(建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条第2項第1号適用案件(全国標準モデル適用)である。)

注 本件は、低入札価格調査制度対象(建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第4条第2項第2号適用案件(全国標準モデル非適用)である。)

1 入札保証金
広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第14条により免除する。

2 契約保証金の納付について
工事請負契約の締結にあたり、契約保証金(請負代金額の10分の1以上、低入札価格調査制度適用工事において、調査基準価格を下回る価格で入札をした者については10分の3以上。)を契約締結の日(契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、広島県議会の議決の日)までに納付すること(請負対象設計金額400万円を超える場合)。
ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する(現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。)
なお、納付等の取扱いは次の表のとおりだが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結(以下「保証等」という。)にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の
必ず事前に取扱機関に
契約保証金について
るものとする。
「建設工事請負契約
https://chotatsu.p
トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

3 電子入札及び電子契約について
本件は、広島県の電子入札システムを利用して入札を行う案件である。 /
本件は、広島県の電子入札システムを利用せず書面により入札を行う案件である。

本件は、広島県の電子契約システムを利用して契約を行うことができる案件である(別記「電子契約に関する事項」による。)。 /
本件は、広島県の電子契約システムを利用せず書面により契約を行う案件である。

**【入札条件】
電子契約の対象又は対象外を明示**

電子契約に関する事項(建設工事)

本件は、電子契約対象案件であり、その手続きは広島県電子契約実施要領に従って行う。

1 電子契約意向確認書
落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方決定)の日の翌日(広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日)までに、「電子契約意向確認書」を電子メール、FAX等により提出するものとする。なお、電子契約を希望しない場合においても、提出すること。

2 契約手続きに係る書類の提出
電子契約の場合、契約手続きに係る書類は次のとおり提出する。

(1) 契約保証金の納付に係る書類
契約保証金の納付を要する場合、次のとおり必要な書類を提出する。

区 分	提出方法
契約保証金の納付	納記(広島県会計規則別記様式第36号の4。以下「納記」という。)を持参又は郵送により提出。納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書(領収証書)の写し(PDFファイル)を電子契約システムにより提出
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	利付国債及び納記を持参又は郵送により提出
金融機関等の保証	○電子証書等の場合 電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報(PDFファイル又はWORDファイル)を電子契約システムにより提出
公共工事履行保証証券による保証	○紙の保証書等の場合 保証書等の写し(PDFファイル)を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送
履行保証保険契約の締結	

(2) その他契約手続きに係る書類の提出
次に掲げる書類の提出を要する場合は、電子契約システムにより提出する。

- ・ 免税事業者である旨の届出
- ・ 経営事項審査の総合評定
- ・ 建設リサーチ
- ・ 工期又は
- ・ 営業所の種

(※) 電子契約

**【別記 電子契約に関する事項】
電子契約対象の場合に必要な手続きを記載**

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

■ 電子契約システムの全体像について

➤ 概要

「広島県電子契約システム」は
2つのシステムから構成されます。

- ① 電子契約システム
- ② データ送受信機能

➤ 各システムの役割分担

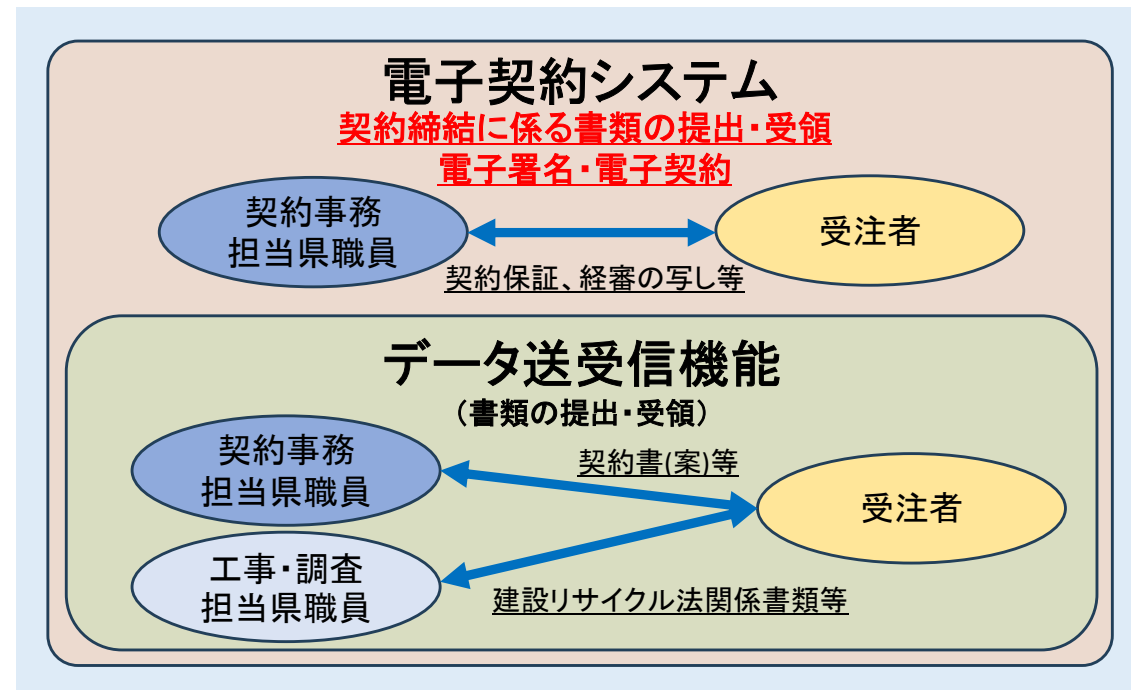
○ 電子契約システムで行う主な事務

- ・ 契約締結(当初/変更)に係る受発注者間の書類の提出及び受領
(契約保証金の納付に係る書類、経営事項審査の総合評定値通知書の写し等)
- ・ 契約図書への電子署名

○ データ送受信機能で行う主な事務

- ・ 契約締結(当初/変更)に係る受発注者間の書類の提出及び受領
(契約保証準備のための契約書(案)、建設リサイクル法関係書面等)

契約締結後(図に示す)の受発注者間の書類の提出及び受領



2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

【凡例】

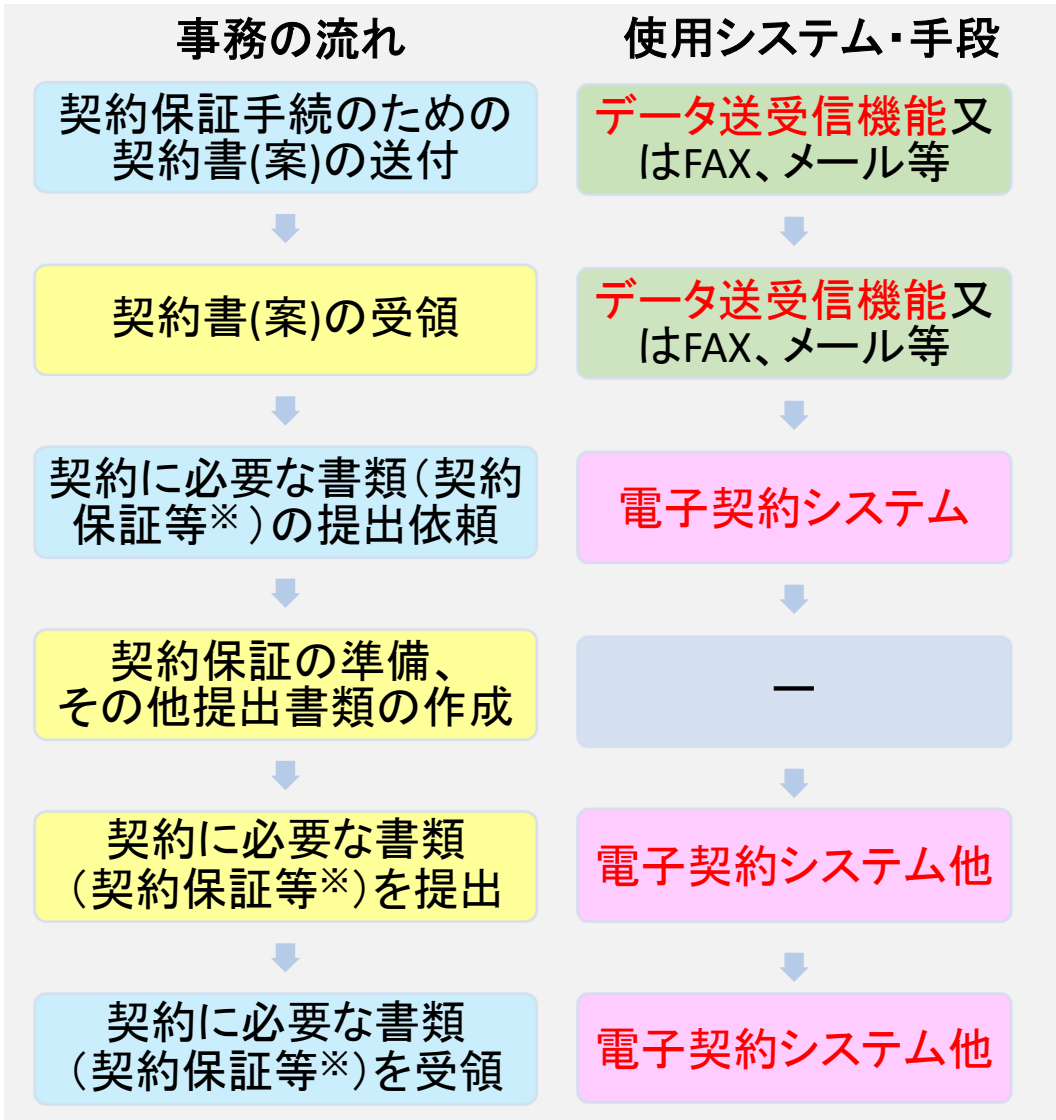
受注者	発注者(契約担当課)	発注者(工事等担当課)
電子契約システム	データ送受信機能	その他

赤字: 変更点

1 落札決定通知～電子契約の意向確認



2 契約に必要な書類(契約保証等)の提出



※着手日選択型の場合、工事(業務)着手日通知書も合わせて作成・提出してください。

※: 契約保証金の納付に係る書類は保証方法によって提出書類・提出方法が異なります。

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

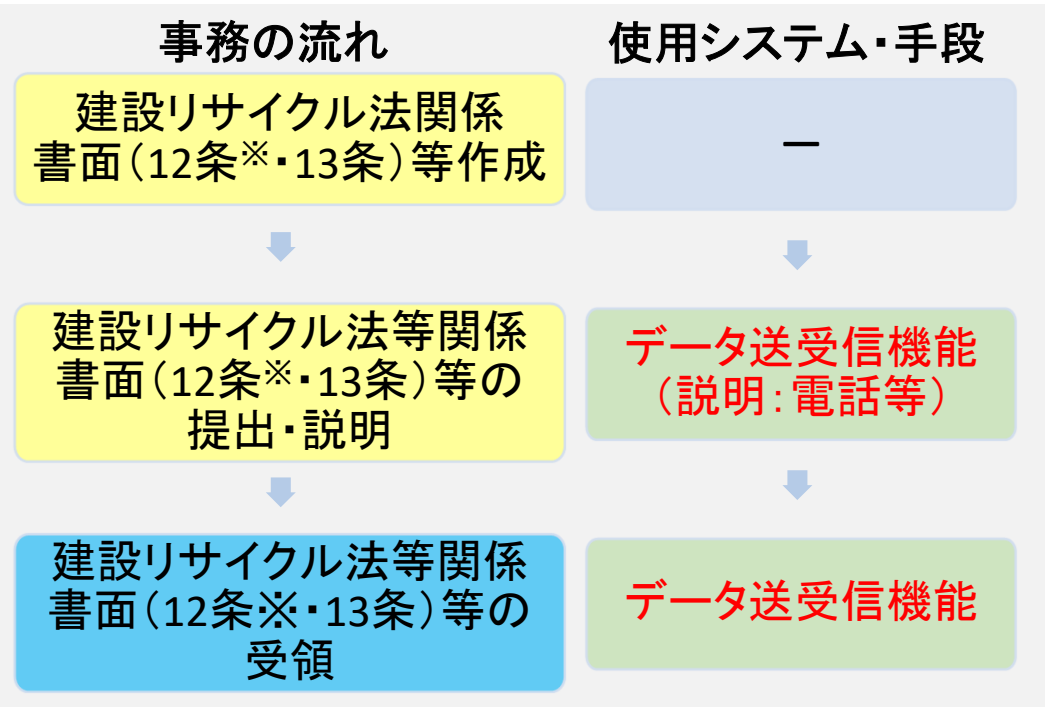
(2) 電子契約の事務フロー

【凡例】

受注者	発注者(契約担当課)	発注者(工事等担当課)
電子契約システム	データ送受信機能	その他

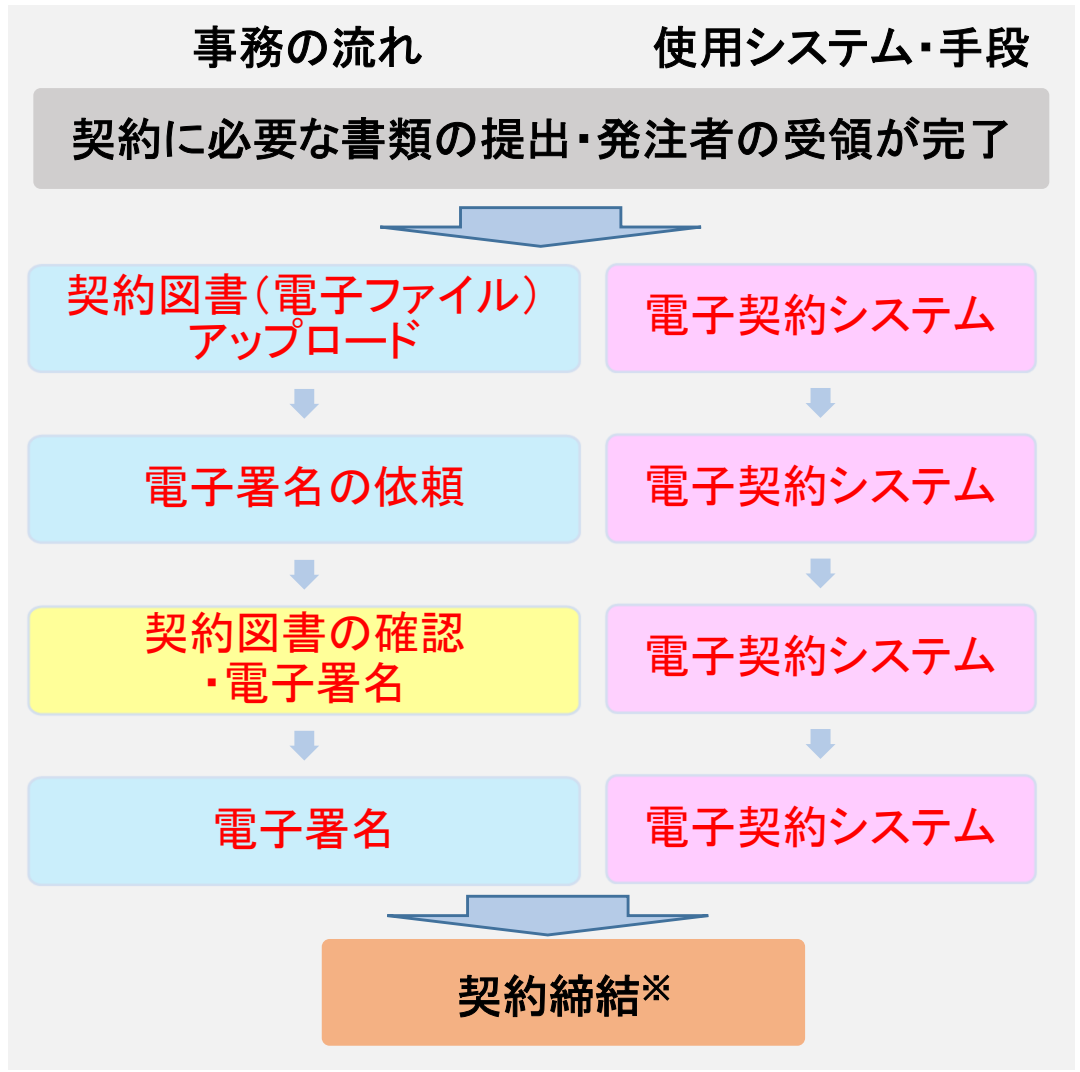
赤字: 変更点

3 建設リサイクル法関係書面等の提出



※提出後、必ず工事等担当課へ電話等により内容を説明してください。

4 契約締結

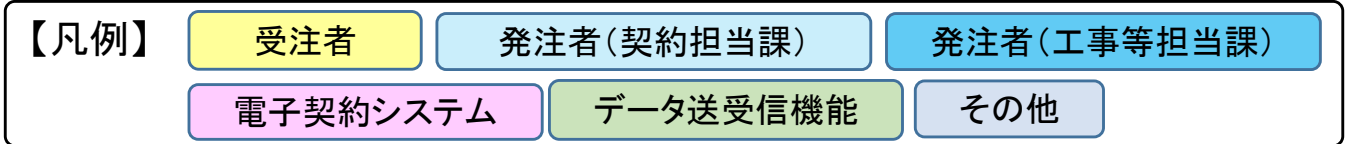


※電子契約システムから契約締結したことをお知らせするメールが発注者双方に送付されます。

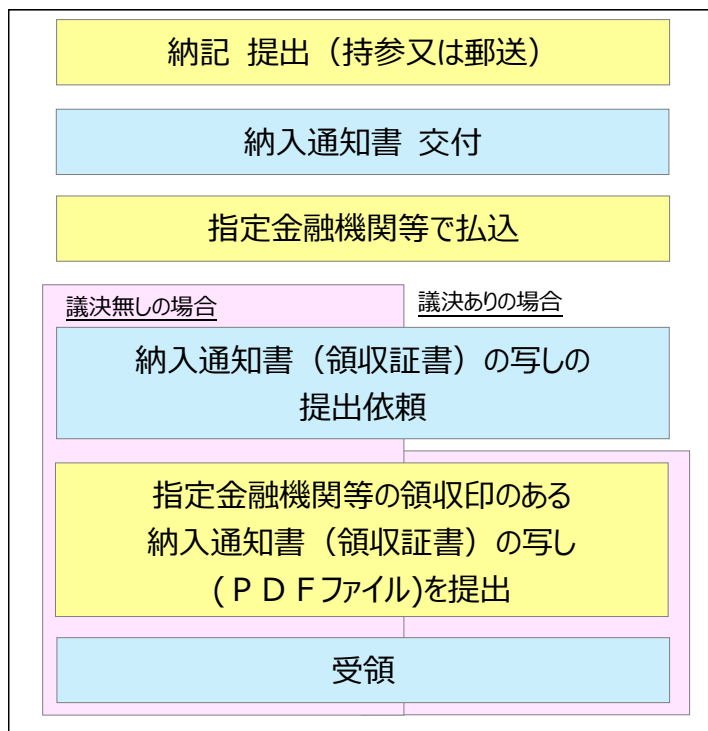
2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

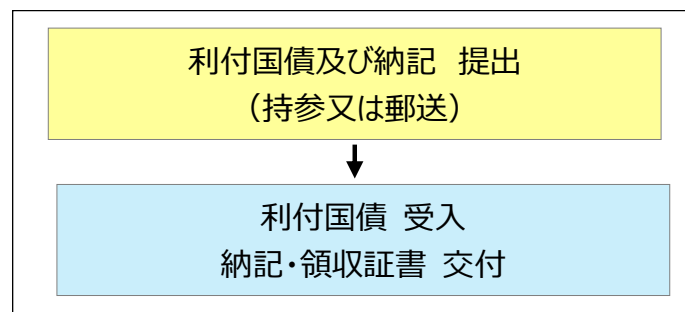
【参考】契約保証金の納付に係る書類の提出方法



(1) 契約保証金の納付

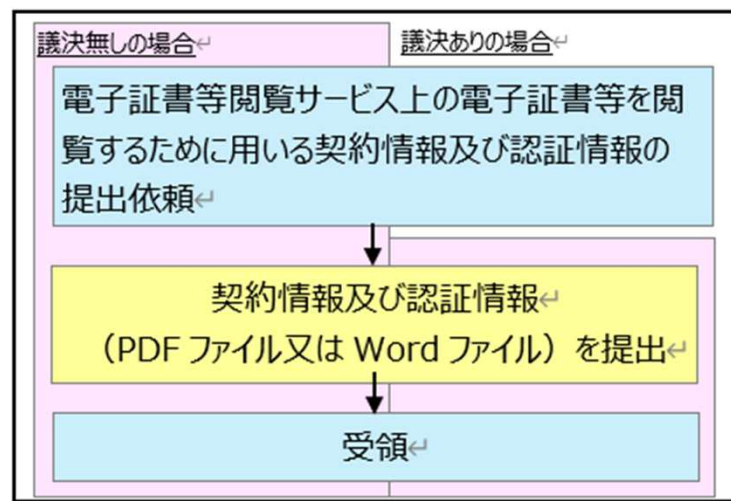


(2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供

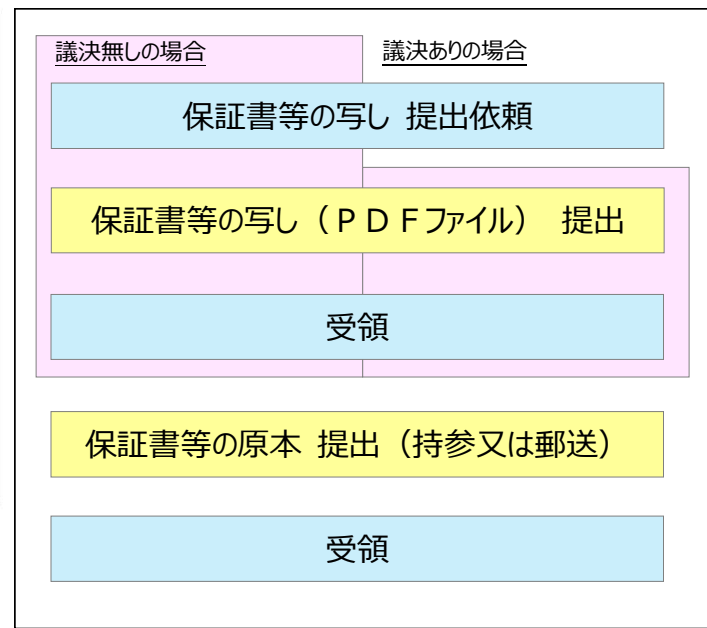


(3) 金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結

① 電子証書等



② 紙の保証書等



2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(3) 電子契約意向確認書の提出

ア 落札者決定通知

○落札決定通知及び通知メールにおいて、電子契約意向確認書の提出について記載

落札者決定メール受信例

◆広島県：市町村共同利用 電子入札等システムからのお知らせ◆
落札者決定通知書が到着したのでお知らせ致します。
電子入札システムにて通知書を確認してください。

調達案件番号：3400027271012022037
調達案件名称：テスト案件

落札者決定通知書 発行日時：令和07年08月29日 14時48分

電子契約対象案件の場合、落札者は落札決定通知の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに「電子契約意向確認書」を発注者へ提出してください。様式は、広島県HP（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/hiroshima-denshikeiyaku-kensetsu-sw.html>）よりダウンロードしてください。
なお、提出先は、公告・入札条件の「契約手続に関する問合せ先」に記載のとおりです。

本メールはシステムが自動的に送信しております。

案件担当者所属機関名：広島県
案件担当者所属部局名：広島県土木建築局
案件担当者所属課係名：土木建築総務課
案件担当者電話番号：

問合せ：広島県土木建築局建設DX担当
ヘルプデスク E-mail：nyusatsuhelpj@t-elbs.jp
ヘルプデスク 電話番号：0570-550215

落札者決定通知例（電子入札等システム）

広島県知事
広島 県太郎

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知致します。

電子契約対象案件の場合、落札者は落札決定通知の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに「電子契約意向確認書」を発注者へ提出してください。様式は、広島県HP（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/hiroshima-denshikeiyaku-kensetsu-sw.html>）よりダウンロードしてください。

記

調達案件番号	34000272710120230027
施行番号	
調達案件名称	【動作検証】■20230724■工事■指名競争
開札日時	令和05年07月24日 14時20分
落札企業名称	工事電子05株式会社
落札金額	9,000,000 円(税抜き)

印刷 戻る

電子契約意向確認書の提出について記載
(提出期限と様式ダウンロード先)

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(3) 電子契約意向確認書の提出

イ 様式ダウンロード

○広島県HP「広島県電子契約システム(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、地域維持事業に係る業務)ポータルサイト」からダウンロード

① 落札者決定メールまたは落札者決定通知に記載のリンクをクリックもしくはHPを検索



② 「電子契約意向確認書」様式をダウンロード

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(3) 電子契約意向確認書の提出

ウ 電子契約意向確認書※(見本)

様式第1号 (第5条第1項関係)

電子契約意向確認書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

次の案件に係る契約手続きについて、以下のとおり回答します。

工事(業務)名: _____

1 契約の方式
() 電子契約を希望する () 紙契約を希望する。

※ 電子契約を希望する場合、広島県電子契約サービス利用規約に同意したものとします。また、建設工事請負契約の場合は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

2 契約保証金の納付方法 (※ 契約保証を要する場合のみ)
() ① 契約保証金(現金)の納付
() ② 担保となる有価証券等の提供
() ③ 金融機関の保証
() ④ 保証事業会社(西日本建設業保証(株)等)の保証
() ⑤ 公共工事履行保証証券による保証
() ⑥ 履行保証保険契約の締結
【保証金額: _____ 円】

3 契約締結希望日
令和 年 月 日
※ 落札決定から5日(土日祝日及び12/29~1/3を除く。初日不算入。以下同じ。)以内の日付でご記入ください。
※ 空欄の場合、落札決定から5日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

※JV契約用は別様式

電子署名時に2段階認証が必要となります。県において認証用パスワード(ワンタイムパスワード)の送付先をシステムへ設定する必要があるため、送付先メールアドレス(任意アドレス)を記入してください。なお、**このアドレスは電子署名時に入力が必要**となります。

4 契約書に記載する受注者名

住所	
商号・名称	
支店名等	
役職	
氏名	

5 電子署名承認用メールアドレス (※ 電子契約を希望する場合のみ)

_____@_____

※ 電子署名の承認のために発行されるワンタイムパスワードの送付先メールアドレスをご記入ください。

◎ ワンタイムパスワードの送付以外の電子契約システムからのお知らせ(電子署名の依頼等)は、入札参加資格申請時に登録されたメールアドレス(契約締結を行う営業所等のメールアドレス)に送付させていただきます。

6 本案件に関する連絡先窓口

担当者名: _____

電話番号: _____

【提出方法と提出期限】

- ・契約事務担当課へメール等で提出(提出先は公告・入札条件に記載)
- ・**落札決定通知の翌日までに提出**

【留意事項】

- ・電子契約対象案件の場合は必ず提出してください
- ・「(1)契約の方式」において、電子契約又は紙契約の何れかに印を付けてください

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(4) 契約書様式の変更

- ・ 電子契約に対応した契約書様式を作成

ア 契約書(見本) ※2者契約・電子契約の場合

建設工事請負契約書					
1	工事名				
2	工事場所				
3	工期	着手 完成	年 年	月 月	日 日
4	工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯				
5	請負代金額	_____			
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				_____)
6	契約保証金	_____			
7	解体工事に要する費用等				
8	建設発生土の搬出先等				

収入印紙貼付欄なし

9	特約事項
	上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
	また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。
	この契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、当事者電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。
	年 月 日
	発注者 住所
	氏名
	受注者 住所
	氏名

押印欄なし

【変更箇所】

- ・電磁的記録を作成し、双方電子署名する旨を記載
- ・収入印紙貼付欄及び押印欄無し

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(4) 契約書様式の変更

イ 契約書(見本) ※議決案件の場合

建設工事請負仮契約書

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	工 期	着手 広島県議会の議決のあった日の翌日 完成 年 月 日
4	工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯	
5	請負代金額	_____) (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 _____)
6	契約保証金	_____
7	解体工事に要する費用等	
8	建設発生土の搬出先等	

収入印紙貼付欄なし

9 特約事項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、仮契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、当事者電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

年 月 日

発注者	住所
	氏名
受注者	住所
	氏名

この仮契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、当事者電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

押印欄なし

- 【変更箇所】**
(電子契約)
- ・電磁的記録を作成し、双方電子署名する旨を記載
 - ・収入印紙貼付欄及び押印欄無し

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約締結及び契約履行中の書類の提出・受領

■ 電子契約システム及びデータ送受信機能で授受する書類

ア 契約書(案)【発注者】

- 発注者は、契約保証準備のための契約書(案)を、電子契約システムの『データ送受信機能』やFAX等を利用し、受注者へ送付
- 受注者は、『データ送受信機能』等により、契約書(案)を受領

イ 契約保証金の納付に係る書類【受注者】

- 受注者は、契約保証金の納付に係る書類を、保証方法に応じて、電子契約システム等を利用し発注者(契約事務担当職員)へ提出

区 分	提出方法
契約保証金の納付	納記（広島県会計規則別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を持参又は郵送により提出。 納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	利付国債及び納記を持参又は郵送により提出
金融機関等の保証	○電子証書等の場合 電子証書を閲覧するための契約情報及び認証情報（PDFファイル又はWordファイル）を電子契約システムにより提出
公共工事履行保証証券による保証	○紙の保証書等の場合
履行保証保険契約の締結	保証書等の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約締結及び契約履行中の書類の提出・受領

■ 電子契約システム及びデータ送受信機能で授受する書類

ウ 建り法12条及び13条、建築士法22条関係書面【受注者】

- 受注者は、建設リサイクル法関係書面※及び「建築士法第22条の3の3に基づく契約書面に記載すべき事項」を、電子契約システムの『データ送受信機能』を利用し、発注者（工事・調査担当職員）へ提出

※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項に基づく書面」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に基づく書面」

エ その他契約に必要な書類【受注者】

- 受注者は、その他契約に必要な書類を電子契約システムを利用し、発注者（契約事務担当職員）へ提出

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約締結及び契約履行中の書類の提出・受領

■ 電子契約システム及びデータ送受信機能で授受する書類

オ 変更協議書、変更設計図書及び参考図書【発注者】

- 発注者(工事・調査担当職員)は、変更協議書、変更設計図書及び参考図書を、電子契約システムの『データ送受信機能』等を利用し、受注者へ提出
- 受注者は、『データ送受信機能』等により、変更協議書等を受領

カ 変更協議に係る承諾書【受注者】

- 受注者は変更契約に係る協議内容に承諾する場合、変更協議承諾書を『データ送受信機能』等により、発注者(監督・調査担当職員)へ提出

キ 検査結果通知書【発注者】

- 発注者(工事・調査担当職員)は、検査結果通知書を電子契約システムの『データ送受信機能』を利用し、受注者へ提出
- 受注者は『データ送受信機能』により、検査結果通知書の確認処理を実施

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約締結及び契約履行中の書類の提出・受領

■ 受注者から提出する書類・方法

提出先	書類名称等	提出方法		留意事項
		電子契約システム	データ送受信機能	
契約事務担当課	電子契約意向確認書	—	—	メール等により提出。
	工事(業務)着手日通知書	—	—	メール等により提出。
	【契約保証】納入通知書(領収証書)の写し	○	—	
	【契約保証】利付国債及び納記	—	—	持参または郵送。
	【契約保証】電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報	○	—	
	【契約保証】紙の保証書等の写し	○	—	原本は契約予定日までに持参又は郵送。
	その他の提出書類(経審の写し等)	○	—	
工事等担当課	建設リサイクル法関係書面(12条)	—	○	データ送受信機能で提出後、電話等で内容を説明する。
	建設リサイクル法関連書類(13条)	—	○	
	建築士法関連書類(第22条の3の3)	—	○	
	機密データの保存等に関する届出書	—	△	
	変更協議承諾書	—	△	書面、工事中情報共有システム、メール等でも可。
	完成(完了)通知書、引渡書、請求書	—	△	

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約締結及び契約履行中の書類の提出・受領

■ 受注者が受領する書類・方法

送信元	書類名称等	受領方法		留意事項
		電子契約システム	データ送受信機能	
契約事務担当課	落札者決定通知	—	—	電子入札システム利用の場合はシステムから通知
	契約保証手続きのための契約書(案)	—	△	FAX等でも可。
	【契約保証】納入通知書	—	—	手交又は郵送
	議決日の通知	—	○	
	変更協議書、 変更設計図書及び参考図書	—	△	書面、工事中情報共有システム、メール等でも可
工事等担当課	検査結果通知書の送付	—	○	